

習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準
(改訂版)

令和7年4月

習 志 野 市

基本方針

1. 受益者負担の原則(公平性の確保)

① 使用料

特定の目的のために特定の方が利用する行政サービスには、かかる費用に対し、サービスを利用しない方の税金も使われていることから、市税負担の点において、公平ではありません。費用負担の公平性を確保するべく、特定目的によるサービスを利用する方(受益者)については、使用料を負担していただくことを原則とします。

ただし、一律一様に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質(必需性や個人個人の受益度を測定)に応じて受益者負担と公費負担の割合を設定します。

② 手数料

手数料にかかる役務の提供は受益者にも行政にも利益があるものと考え、経費負担は両者の折半を原則とします。ただし、日常的に役務の提供を必要とするものは市税負担の割合を高めることとします。

2. 役割分担・算定方法の明確化(透明性の確保)

公共部門と民間部門との役割分担や民間等における同種・類似サービスの提供の状況、本市が進める様々な施策との整合性、他市との均衡などを踏まえ、適正な水準を設定します。

また、応分の負担を求める受益者や市民の方にわかりやすく説明できるよう積算根拠を明確にした算定方式を設定し、透明性を確保します。

3. サービス提供費用の縮減

施設の維持管理等に要する費用が料金原価となることから、より高品質のサービスをより低廉に提供するため、継続的に事業の見直しを行い、効率的な事業運営により費用を低減し、サービス提供費用の縮減を図ります。

第1章 使用料

1. 使用料の原価算定の対象費用と算出方法

(1) 対象

公の施設の利用(施設使用料などを対価とするもの)を受けるサービスを対象とします。

ただし、以下のような場合は、それぞれに定められた基準にしたがって使用料を設定することとし、この基準による見直しの対象としません。

該当使用料	適用除外理由
道路占用料、都市公園占用料 市営住宅使用料 保育所保育料、こども園保育料 (児童福祉法の規定により設置するもの)	法令の規定及び通達等による算定方法に準ずるものであって、独自の算定方法があるため
海浜霊園管理料、墓地使用料	独立採算制による事業を支えており、独自の算定方法があるため
習志野高等学校授業料	千葉県が規定する額に合わせるため
行政財産一時使用料、 鷺沼霊堂管理料、駐車場使用料(※1)、 備品使用料(※2)、 サークル備品預かり庫使用料(※2)	独自の算定方法があるため
市営住宅使用料(改良住宅)	市営住宅使用料に合わせた積算方法とするため

※1) 習志野市公共施設等附設駐車場使用料の適正化指針に基づき、取り扱うものとします。

※2) ただし、当該備品、サークル備品預かり庫が附帯設備されている施設の形態などを勘案し、その施設の性質に応じて無料とする場合があります。

(2) 料金原価の対象費用

内 容		説 明
人にかかる コスト	人件費 (直営の場合)	基準給与年額※×人員×事務配分率 ※決算数値により財政課指示
	物件費	賃金、需用費、役務費、原材料費、使用料及び賃借料など
物にかかる コスト	維持補修費	需用費、工事請負費で支出したもので、 施設の維持補修にかかる経費
	減価償却費	建物や備品等の減価償却費の当該年度分
	施設管理費	管理運営にかかる委託料
	その他	報償費、負担金など

ア)人にかかるコスト

・人件費

施設の維持管理や運営、または事務処理に要する職員等の人件費。

イ)物にかかるコスト

・物件費

賃金、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他受益者が負担すべきと考えられる当該建物の運営に係る経費。

・維持補修費

施設や設備が老朽化した場合に、以前と同様の機能が維持できるよう補修工事等を実施する費用で、修繕費や工事請負費。

・減価償却費

使用や年数の経過により減少していく固定資産の価値を金額で示したもので、施設の建設(取得)等に要した金額を、耐用年数で年度ごとに配分した費用で、建物や備品等の減価償却費の当該年度分を算出。

※減価償却の方法:定額法

※具体的な算式:減価償却費=取得価額÷耐用年数

○取得価額:建設費等から補助金等を控除した額(一般財源及び地方債相当額)とします。

○耐用年数:「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づく。

・施設管理費

清掃委託料、警備委託料、器具等設備点検保守、ごみ収集などの管理委託、指定管理料、その他施設が直営ではない場合の人件費。

(3)料金原価の対象外費用

・土地に係る費用

土地は時の経過により価値の減少しない資産であり、減価償却資産ではないこと、また、施設が廃止された後も市の資産として残るため、料金原価の対象外とします。

・その年度のみ一時的・臨時的に要した費用

災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用など、通常のサービスを提供するのに直接関連しない費用は、料金原価の対象外とします。

・受益者が特定されている費用

イベントに要した費用や研修のテキスト代などに係る費用はイベントや研修に参加した特定の利用者が負担するものであり、その施設全ての受益者に転嫁すべきではないため、料金の原価対象外とします。

(4) 料金原価の算定方式によらない区分

以下の場合にはそれぞれに掲げる方法とします。

区 分	積 算 方 法
有料施設を新規に建設し、開設と同時に使用料を設定する場合	料金原価の対象費用について、算定基礎となる数値の実績がないことから、当該施設の運営費、事務の実施にかかる経費の見込み額(予算も含む。)を基礎とします。
住宅使用料など法令や法の規定に基づく積算の基準により算定する場合	法令又は法の規定に基づく積算の基準に定められた方法により原価計算します。

(5) 算出方法

原価計算は、対象経費の直近3カ年の決算数値の平均値を用いることによって行います。

$$\text{使用料} = (\text{料金原価} - \text{控除財源}) \times \text{負担割合}$$

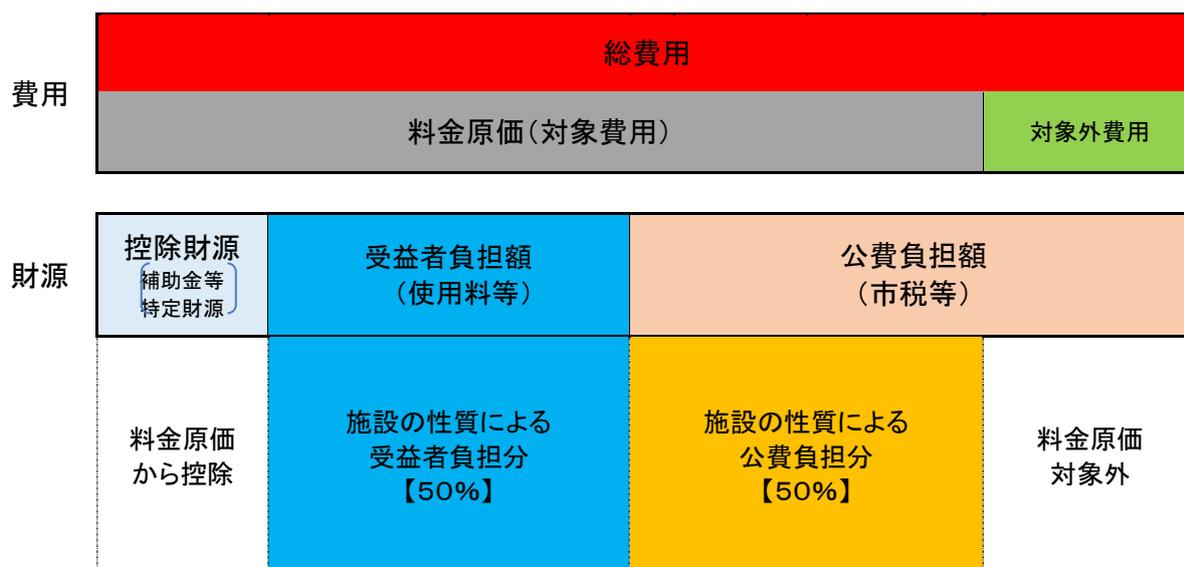
ア) 控除財源

料金原価の対象経費の財源となる受益者負担金以外の収入(施設建設時の国庫補助金など)のこと。

イ) 負担割合

対象とする施設が「日常的に不可欠か(必需的)、市に実施義務があるか(選択的)」、「民間によるサービス提供が可能か(非市場性・市場性)」といった基準により、受益者と市(公費)の負担割合を定めます。

【使用料のイメージ】(負担割合が50%の場合)



例1

場所貸しの場合

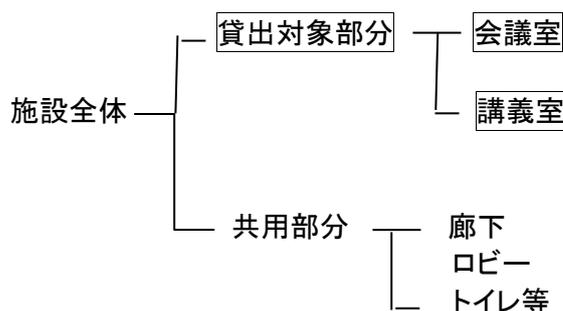
体育館(会議室含む)、野球場、サッカー場(研修室含む)、公民館、コミュニティセンターなど

貸す場所の使用面積に対する1時間あたりの使用料を求め、貸出コマにかける

$$〔管理運営経費－特定財源〕 \times (対象面積 \times 1 \div 施設全体面積) = A$$

$$A \div 年間利用可能時間 \times 貸出時間(コマ)$$

※1 専用面積だけとする



例2

個人使用の場合

パークゴルフ、トレーニング室、青年の家、少年自然の家、など

利用者1人あたり使用料を求める

$$〔管理運営経費－特定財源〕 \div 開放期間延べ利用者数 \cdot 定員$$

※積算根拠となる直近3か年中に改修工事等で利用者数が激減するなど大きく変動がある場合は、決算見込を根拠とする等、各施設サービスごとに判断するものとします。

2. 施設の性質別分類

受益者負担の原則に基づき、公の施設はサービスの性質（必需性・収益性・市場性の度合）によって区分し、受益者と市（公費）の負担割合を設定します。

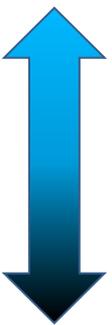
（1）必需性による分類（横軸）

区分	①	②
性質	選択的	必需的
内容	市が義務的に実施する必要のないもの（日常生活をより便利で快適なものにするための施設）。	市に実施義務があるもの（市民が日常生活を営む上で欠かせないサービスを提供する施設）。
必需性の強弱	選択的 弱	強 必需的

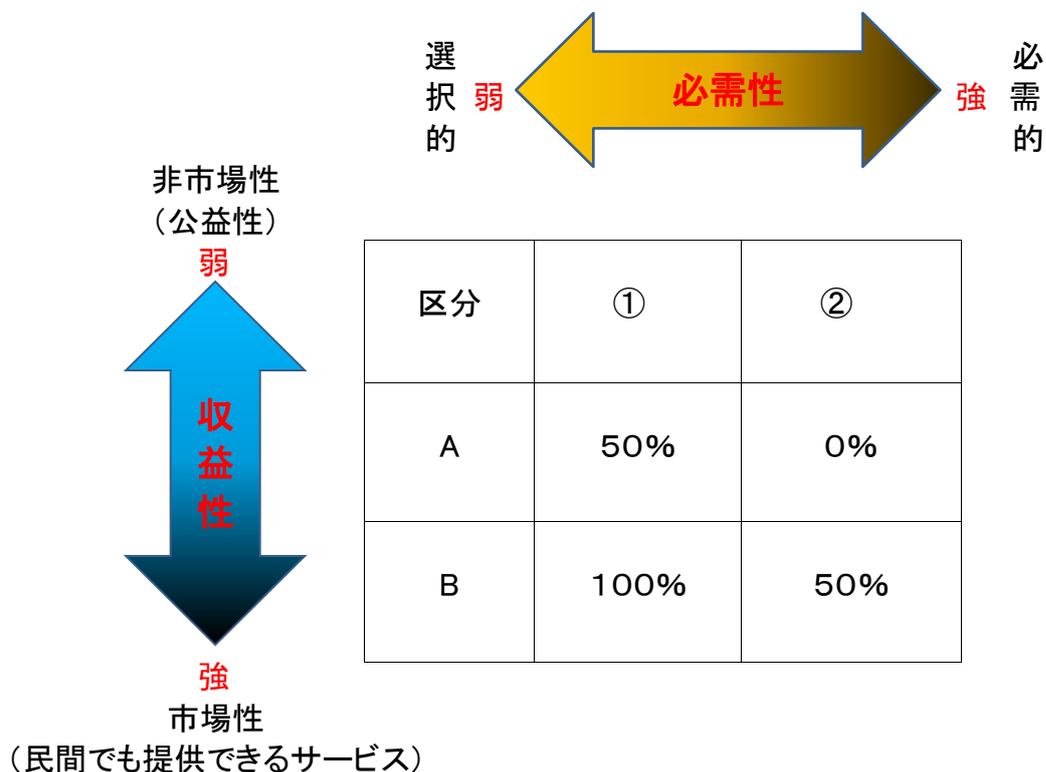


（2）市場性による分類（縦軸）

区分	性質	内容	収益性の強弱
A	非市場性	民間事業者によるサービス提供が困難なもの（民間に同種・類似するサービスの提供事例がないまたは少ない）。	非市場性 （公益的）
B	市場性が高い	民間事業者が同等のサービスを提供しているもの（民間に同種・類似するサービスの提供事例がある）。	市場性 （民間でも提供可能）



(3) 性質別分類による負担割合



3. 施設の負担割合の設定

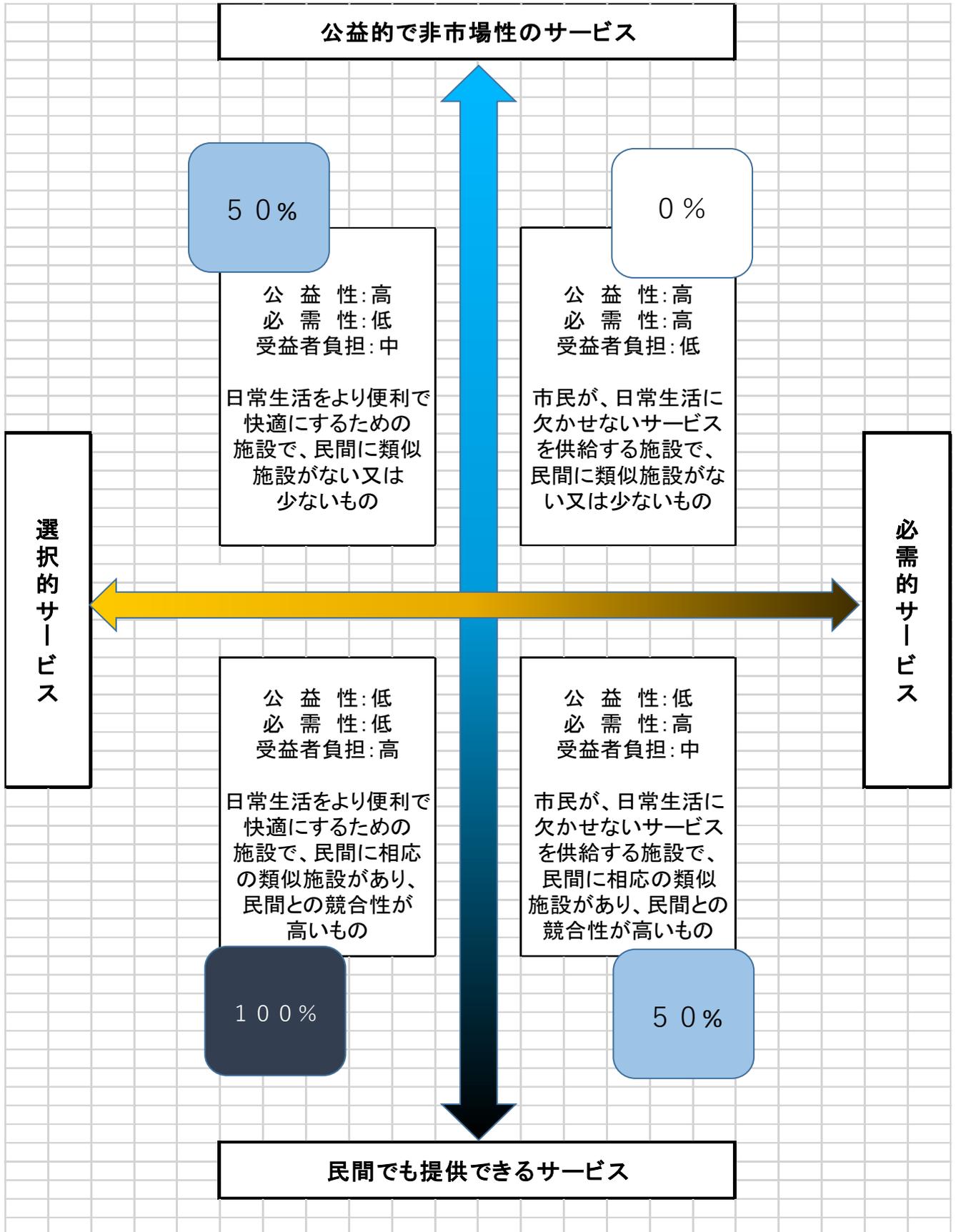
(1) 受益者負担(区分)基準

内 容	受益者負担率
<ul style="list-style-type: none"> ・市民個人個人にとって必要性が異なる選択的なサービスであり、かつ民間に任せても採算が合うサービス ・特定の市民が対象であり、利用も特定されるサービス 	100%
<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に欠かせないサービスであるが、民間に任せても十分に採算が合うサービス ・公共性が高いサービスではあるが、市民個人個人にとって必要性が異なり、市民生活に欠かせないものではないサービス 	50%
<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に欠かせないサービスで、公共性が高く、民間では採算が合わないサービス ・全市民が対象であり、広く地域の連帯、健康の増進や文化的生活に寄与するサービス 	0%

(2)施設ごとの負担割合表

No.	施設名等	必需性	市場性	負担割合
1	コミュニティセンター(目的利用)	①	A	50%
2	コミュニティセンター(目的外利用)	①	B	100%
3	公民館(目的利用)	①	A	50%
4	公民館(目的外利用)	①	B	100%
5	谷津バラ園	①	B	100%
6	谷津干潟観察センター	①	A	50%
7	鹿野山少年自然の家	①	B	100%
8	富士吉田青年の家	①	B	100%
9	習志野市民ホール	①	A	50%
10	体育館(目的利用)	①	A	50%
11	体育館(目的外利用)	①	B	100%
12	体育館(トレーニング室、フリークライミングウォール)	①	B	100%
13	テニスコート	①	B	100%
14	秋津サッカー場	①	A	50%
15	秋津野球場	①	A	50%
16	パークゴルフ場	①	B	100%
17	芝園フットサル場	①	B	100%
18	放課後児童会	②	B	50%
19	公園(一般利用)	②	A	0%
20	道路(一般利用)	②	A	0%
21	図書館	②	A	0%
22	消防	②	A	0%

(3) 行政サービスの分類



第2章 手数料

1. 手数料の原価算定の対象費用と算出方法

(1) 対象

公の役務の提供(手数料を対価とするもの)を受けるサービスを対象とします。

ただし、以下のような場合は、それぞれに定められた基準にしたがって手数料を設定することとし、この基準による見直しの対象としません。

該当手数料	適用除外理由
戸籍関係、消防関係手数料、自動車の臨時運行許可申請手数料	標準額を定める政令による額に準ずるもので、各市との均衡・整合を図る必要があるため
習志野高校入学料、入学検査料	千葉県が規定する額に合わせるため
鳥獣、屋外広告物、小規模埋立てに係る手数料、犬の登録等手数料、各種証明手数料	かつて県条例による手数料であったもので、分権を契機に市に移譲されたもの等で、各市との均衡・整合を図るため
建築関係手数料	県条例もあるが、近隣市に合わせて、独自の基準による算定方法とするため
都市計画法に基づく許可申請手数料、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく中間検査手数料、自転車等一時利用整理手数料	近隣各市との均衡・整合を図るため

(2) 料金原価の対象費用

原則 1件あたりの手数料を求める。なお、他の方法による積算を妨げない。

内 容		説 明
人にかかるコスト	人件費	1件あたり処理時間数※1 × 1時間あたり平均給与単価※2 ※1 1件あたり処理時間数 = 受付・審査・作成・交付 ※2 決算数値により財政課指示 1時間あたり平均給与単価 = 年間給与総額 ÷ 年間勤務時間数
	物件費	賃金、需用費、役務費、原材料費、旅費、使用料及び賃借料など 所要経費 ÷ 年間処理件数
物にかかるコスト	減価償却費	設備や備品等の減価償却費の当該年度分 取得価額 ÷ 耐用年数 × 使用率 ÷ 年間処理件数
	その他	報償費、負担金など

(3) 料金原価の算定方式によらない区分

以下の場合にはそれぞれに掲げる方法とします。

区 分	積 算 方 法
新たな事務が創設され、これにかかわる手数料を徴収する場合	維持管理経費については、算定基礎となる数値の実績がないことから、当該施設の運営費、事務の実施にかかる経費の見込み額(予算も含む。)を基礎とします。

(4) 算出方法

$$\text{手数料} = (\text{料金原価} - \text{控除財源}) \times \text{負担割合}$$

○負担割合

経費負担は受益者と公費の折半が原則ですが、特定の利益がその者に生ずるものや市民生活で必要性が生じるサービスについては、別に受益者と市(公費)の負担割合を定めます。

2. サービスの負担割合の設定

(1) 受益者負担(区分)基準

内 容	受益者負担率
営業のため必要が生ずるもの、許可等により独占的な利用ができるなど特別な利益がその者に生ずるもの	100%
市民個人個人に役務の提供を受ける必要性が異なり、それぞれが役務にかかる費用の弁償を負担すべきもの	50%

ただし、し尿、粗大ゴミの処理等日常的に市民生活で必要性が生じるものについては、例外として受益者負担を1/3とします。

また、上記にかかわらず、法令の規定により実施するもので、他の自治体でも提供している事務については、他市との均衡を図るものとします。

その他の基準、取り扱いについて

1. 市民以外の者の利用料金

施設利用にかかる使用料等についての市民以外の利用者料金については、特別の事情があるものを除き、原則として、市内者料金の2倍相当額とします。

2. 消費税について

使用料の単価において課される消費税及び地方消費税については、法律に定める税率を適用します。(従量制に係るものを除き、10円未満切り捨て)

また、使用料等の金額は税込表示の総額表示とします。

3. 定期的な受益者負担の見直しについて

財政状況にかかわらず適正な受益者負担を確保していく上から、3年毎に定期的な見直しをするものとします。

また、上記にかかわらず、指定管理者が管理する施設で利用料金制を導入する施設については、指定管理期間更新の際に見直しをすることとします。ただし、指定管理期間が6年以上となる場合は、3年毎の見直しをすることとします。

4. 改定上限の設定

利用者の急激な負担増を考慮し、原則、現行料金の概ね1.5倍程度を1回の改定上限とします。

5. 利用時間帯等による料金設定

昼間・夜間などの利用時間帯等による料金格差は、それぞれの施設において、利用実態、利用者の要望等を勘案し、受益者負担割合に適合する範囲内で適切に設定することができるものとします。

6. 近傍施設の料金との調整

同種の民間施設(サービス)及び近隣の地方公共団体の料金と大きな格差が生じる場合は、料金設定の調整をすることができるものとします。